

岩国基地問題に関する要望書

平成30年8月

山口県基地関係県市町連絡協議会

構成自治体 (1県2市2町)

山口県、岩国市、柳井市、周防大島町、和木町

岩国基地問題に関する要望

山口県及び基地周辺2市2町は、国の外交・防衛政策を尊重し、これに協力していますが、一方では、長年にわたり、その存在や運用に伴う、航空機騒音、事故への不安、米軍人等による犯罪など、基地に起因する諸問題を抱えています。

また、岩国基地周辺の安全性の確保と航空機の騒音軽減を図るための沖合移設事業は、平成23年3月末に完了いたしました。平成26年7月には、KC-130空中給油機が移駐され、本年3月には、空母艦載機の厚木基地から岩国基地への移駐が完了するなど、基地を巡る状況は、沖合移設事業開始当初とは大きく変わっております。

空母艦載機の移駐により、岩国基地は、航空機の配備機数は極東最大級規模の約120機となるなど、基地周辺住民や関係自治体は、倍増する航空機による騒音被害や事故への不安、米軍人等の増加による社会基盤整備等による新たな財政需要など、更なる負担を抱え続けることとなります。

当協議会といたしましては、関係自治体が緊密に連携、協力しながら、国の平和と安全という外交・防衛政策を尊重しつつ、地域の安心・安全や、住民の福祉の向上に努めているところでありますので、国におかれましては、基地周辺住民や、関係自治体のこうした実情を十分に御認識いただき、住民の不安解消につながる安心・安全対策や、地元の負担と協力に見合う地域振興策など基地問題に関する別記の諸事項について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年8月

山口県基地関係県市町連絡協議会

会 長 山口県知事 村 岡 嗣 政

副会長 岩 国 市 長 福 田 良 彦
柳 井 市 長 井 原 健 太 郎
周防大島町長 椎 木 巧
和 木 町 長 米 本 正 明

県内提供施設・区域



(平成30年3月31日現在)

施設・区域名	土地面積(千㎡)	所在地
岩国飛行場	8,648	山口県岩国市 広島県大竹市
祖生通信所	24	山口県岩国市

目 次

【安心・安全対策に関する要望】

I 騒音対策の強化

- 1 岩国基地における航空機騒音等の軽減 p 1
- 2 住宅防音工事等、騒音対策の充実 p 2

II 事件・事故の防止等

- 1 事件・事故の未然防止 p 3
- 2 事件・事故に関する日米地位協定の見直し等 p 4
- 3 住民に不安や危険を及ぼす訓練等の中止 p 4
- 4 オスプレイの飛行訓練に関する情報提供等 p 4

【地域振興策に関する要望】

- 1 国による財政措置や対象範囲の充実 p 5
- 2 地元の負担と協力に見合う支援策 p 6

【米軍再編に関する要望】 p 8

安心・安全対策に関する要望

I 騒音対策の強化

基地の円滑な運用に当たっては、住民が安心して安全に暮らせる環境が確保されることが重要です。

本年3月に空母艦載機の移駐が完了しましたが、4月から5月にかけて、基地周辺地域における「うるささ指数W値」や「騒音発生回数」の値が、昨年同時期と比較し多くの観測点において増加するなど、航空機騒音が増大しており、これに伴い、4月から5月までの2か月間で1,500件を超える苦情が岩国市に寄せられるなど、住民に多大な不安や懸念を与えています。

ついては、国において、航空機等の騒音を軽減するため、以下の事項に係る特段の御配慮を賜りますよう要望します。

【外務省・財務省・防衛省】

1 岩国基地における航空機騒音等の軽減

① 「岩国日米協議会」における確認事項の遵守

岩国基地における航空機等の運用に当たっては、移駐した空母艦載機や外来機を含め、「岩国日米協議会」における飛行方法や運用時間等に関する確認事項を遵守すること。

② 空母艦載機着陸訓練（FCLP）の禁止

岩国基地において、米空母艦載機による激しい騒音被害をもたらす離着陸訓練を行わないこと。

③ 飛行実態等に関する情報提供等

岩国基地所属機の配備状況や機種更新、並びに外来機を含む航空機の飛行に関する情報を、国の責任において迅速かつ適切に提供すること。

④ 弾薬爆破処理時の騒音等の軽減

姫子島で実施される弾薬爆破処理時の騒音等の軽減について、万全の措置を講ずること。

2 住宅防音工事等、騒音対策の充実

① 住宅防音工事対象の拡充

ア 第1種区域（L d e n 6 2 デシベル以上）指定以前に建設された住宅について、第1種区域の指定値を、現行の62デシベルから航空機騒音の環境基準57デシベルに改めること。

イ 第1種区域指定後に建設された、いわゆる告示後住宅に対する防音工事が平成23年度から新たに対象とされたが、十分な予算措置を行うとともに、その対象範囲をL d e n 6 6 デシベル以上の区域から62デシベル以上の区域に拡大すること。

ウ 防音工事に係る補助対象施設を事務所、店舗等に拡大すること。

② 騒音軽減対策の充実

消音施設、防音林、緩衝緑地帯の増設・整備を行うなど、航空機等騒音の軽減対策を充実すること。

③ 騒音調査体制の充実

騒音調査箇所を増設など、空母艦載機の移駐完了後の基地の運用実態に即した騒音調査を行うとともに、関係自治体及び住民に対する公表内容を充実すること。

④ 苦情等処理体制の充実

移駐完了後の基地に対する住民の疑問や意見に、よりきめ細かく対応するため、電子メールでの対応など苦情等の処理体制を充実するとともに、苦情窓口の住民に対する十分な周知を図ること。

Ⅱ 事件・事故の防止等

米軍関係者による事件は毎年のように発生しており、今年度に入っても、軍人によるピッキング防止法違反や基地外への脱走事案などが相次いで発生し、この5年間で7件の事件が発生しております。

また、平成28年度のAV-8BハリヤーやFA-18ホーネットの墜落をはじめ、近年、全国で米軍機の事故が頻発しており、昨年度は、C-2輸送機の墜落や海上自衛隊所属CH-101等の事故が相次ぎ、今年度に入っても、岩国基地所属の米軍機による予防着陸等の事案が発生しております。

移駐完了により航空機が倍増し、米軍人等が増加する中、こうした基地に起因する事件・事故の発生は、住民の不安や不信感の増加につながるものであり、これまでも事案が発生する都度、事件・事故の再発防止等について万全の対策を講ずるよう要請をしてきておりますが、国においては、引き続き、以下の事項に係る特段の御配慮を賜りますよう要望します。

【外務省・防衛省】

1 事件・事故の未然防止

① 米軍構成員等の規律の保持

移駐に伴い増加する米軍構成員等による犯罪、交通事故を防止するため、外出・飲酒規制の徹底や規律の厳正な保持、教育訓練の徹底、警らの強化等を通じた実効性ある対策を講ずること。

② 航空機の安全対策措置

米軍機事故に関する徹底した原因究明とその早期公表に努めるとともに、移駐した航空機を含めた機体の整備点検、住民の安全を最優先としたパイロット等の安全教育など、徹底した安全対策の措置を講じ、事故防止に努めること。

2 事件・事故に関する日米地位協定の見直し等

① 公務執行中に生ずる罪に対する米側司法手続きによる審理過程の通知

公務執行中の米軍構成員及び軍属の作為又は不作為から生ずる罪について、米側の司法手続きによる審理過程を被害者、遺族及び関係自治体に通知する仕組みを構築すること。

② 事件・事故の被害者への適切な対応

被害者への損害賠償については、迅速かつ誠意をもって対応すること。
また、公務外の米軍構成員等が起こした事件・事故等において当事者間での解決が困難な場合で、被害者への損害賠償額が満たされない場合であっても、日米両国政府の責任において補償が受けられるよう措置を講ずること。

3 住民に不安や危険を及ぼす訓練等の中止

騒音等の環境問題や重大な事故につながる恐れがあるなど、住民生活に影響が大きい飛行訓練等については、その実態を明らかにするとともに、このような飛行が行われないよう措置すること。

4 オスプレイの飛行訓練に関する情報提供等

オスプレイの運用に当たっては、日米合同委員会合意や岩国日米協議会における確認事項を遵守し、安全性が最大限確保されるよう、米側に求めていくこと。

また、オスプレイの飛行訓練に当たっては、飛行ルートなど訓練計画の詳細な内容が明らかにされておらず、事前に飛行訓練に関する十分な情報提供を行うなど、国の責任で、不安解消に向けた措置を講ずること。

地域振興策に関する要望

空母艦載機の移駐による再編後は、航空機の配備機数で極東最大級の基地となり、基地周辺住民は倍増する航空機による騒音被害、墜落の危険性、米兵犯罪への不安等を抱え続け、関係自治体は、多数の米軍人・家族の増加により社会基盤の整備等の新たな財政需要にも的確に対応していくことが求められるなど、著しい負担増が生じることとなります。

については、国において、基地の存在そのものや移駐による負担、基地周辺住民や関係自治体の実情に十分配慮され、住民の生活の安定や福祉の向上に資する事業や、地元経済の活性化、雇用の確保に資する産業活動への支援など、我が国の平和と安全への大きな貢献に見合う地域振興策の充実が目に見える形で措置されるよう、以下の事項に係る特段の御配慮を賜りますよう要望します。

【財務省・防衛省】

1 国による財政措置や対象範囲の充実

① 基地周辺整備事業の充実

防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律に基づく基地周辺整備事業について、申請事業の完全採択を実現するために十分な財政上の措置を講ずるとともに、関係自治体の実情に応じ、柔軟な対応が可能となる施策とすること。

② 米軍再編交付金及び再編関連特別地域整備事業の拡充措置の確実な実施

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法に基づき、再編交付金が交付されている地元市町の実情に応じ、今後、交付金制度の拡充を確実に実施すること。

また、平成30年度から増額やソフト事業への対象拡大などの拡充が図られた再編関連特別地域整備事業に係る交付金については、地元市町が求める地域振興策の実現に向けて、ハード・ソフト両面から、県と市町が一体となって実施する取組に柔軟に対応できるよう、拡充措置を確実に実施すること。

2 地元の負担と協力に見合う支援策

住民福祉の向上と地域の発展に資する地域振興策の実施

関係自治体から個別に要望されている地域振興策等についてはその実情に十分配慮し、住民の一層の福祉の向上が図られるよう措置すること。

特に、以下の事項については、その実現に向け万全の措置を講ずること。

1 米軍再編交付金及び再編関連特別地域整備事業の拡充措置の確実な実施(岩国市・周防大島町・和木町)(再掲)

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法に基づき、再編交付金が交付されている地元市町の実情に応じ、今後、交付金制度の拡充を確実に実施すること。

また、平成30年度から増額やソフト事業への対象拡大などの拡充が図られた再編関連特別地域整備事業に係る交付金については、地元市町が求める地域振興策の実現に向けて、ハード・ソフト両面から、県と市町が一体となって実施する取組に柔軟に対応できるよう、拡充措置を確実に実施すること。

2 川下地区の都市基盤整備の推進について(岩国市)

- ① 幹線道路(楠中津線、昭和町藤生線)
- ② 昭和町藤生線以西の約5ヘクタールの提供区域の返還及び民生利用の早期実現

3 岩国医療センター跡地の活用について(岩国市)

岩国医療センター跡地については、今後、福祉のまちづくりを進めるうえで、円滑な事業が実施できるよう財政支援等、特段の配慮をすること。

4 騒音調査体制の充実（柳井市、周防大島町、和木町）

移駐後の航空機の運用実態に即して、飛行ルート下にある地区に騒音測定器の設置を進めるなど、騒音調査体制を拡充するとともに、関係自治体及び住民に対する公表内容を充実すること。

5 蜂ヶ峯防災広場へ至る道路の整備について（和木町）

県により蜂ヶ峯地区に整備が計画された防災広場に至る道路は、現在1路線のみであるが、災害等の緊急時に避難することを想定し、複数の道路の建設に係る財政支援等について配慮すること。

6 町による騒音対策事業に対する支援について（周防大島町）

騒音被害が拡大することが見込まれる地域への町単独事業の実施に対し、財政支援等の特段の配慮をすること。

7 国道188号岩国南バイパスの南伸の早期事業化について（岩国市、柳井市、周防大島町）

国道188号岩国南バイパスの南伸について、早期事業化を実現すること。

米軍再編に関する要望

本年3月の空母艦載機の移駐により、岩国基地は、航空機の配備機数で極東最大級の基地となり、基地周辺住民は、騒音被害や墜落の危険性、米兵犯罪への不安など、更なる負担を抱え続けることとなります。

また、本年5月30日から6月3日までの間、初めて岩国を拠点として実施された空母着艦資格取得訓練(CQ)については、滑走路の運用時間外となる23時以降の着陸を含む、夜間の離着陸による航空機騒音の発生により、住民からの苦情が多数寄せられております。

については、国において、移駐後の実態把握に努め、住民の不安解消につながる安心・安全対策を講じるとともに、関係自治体に対して、米軍再編に係る影響緩和措置の調整状況やCQなど航空機の新たな運用等に関するきめ細かな情報提供を行うなど、以下の事項に係る特段の御配慮を賜りますよう要望します。

【外務省・防衛省】

① 空母艦載機移駐後の航空機の運用に係る騒音軽減等の配慮

ア 空母艦載機着陸訓練(FCLP)の禁止(再掲)

岩国基地において、米空母艦載機による激しい騒音被害をもたらす離着陸訓練を行わないこと。

イ FCLPの直前に行われる訓練における騒音の軽減等

岩国基地において、FCLPの直前に集中的な訓練が行われる場合は、騒音の軽減を図るなど、地域への影響を最小限にとどめること。

ウ 空母着艦資格取得訓練(CQ)における騒音の軽減等

滑走路の運用時間内においても、可能な限り騒音の軽減に努めるとともに、岩国基地への最終着陸時刻が可能な限り23時までとなるよう努めること。

エ 航空機の新たな運用に関する情報提供等

CQなど住民生活への影響が大きい訓練の事前通知や飛行実態の把握など、住民の不安解消に向けた措置に努めること。

② 米軍再編の実施に係る情報提供及び地元への配慮

空母艦載機移駐による人員の移動や司令部機能の移転など、米軍再編に伴う情報は、国の責任において、地元に対して迅速かつ適切に提供すること。

③ 空母艦載機移駐後の航空機騒音の状況把握と騒音対策の充実

国において、空母艦載機移駐後の航空機騒音の状況把握に努め、地域の実情に即した防音対策の実施など、騒音対策に万全を期すること。

④ 基地外に居住する米軍構成員等の情報提供

岩国基地外に居住する米軍構成員等について、その実態を把握できるよう、軍種別、軍人・軍属・家族別、市町別の人数内訳など詳細な情報を関係自治体に提供すること。

⑤ 米軍再編に伴う岩国基地の影響緩和措置の明確化及び確実な実施

「再編実施のための日米のロードマップ」に記載された、以下の影響緩和措置や平成32年4月以降の訓練空域の具体的な内容を明確にするとともに、確実に実施すること。

- ・ KC-130 空中給油機のローテーションの内容と影響緩和の見通し
- ・ 恒常的な空母艦載機離発着訓練施設設置の見通し
- ・ 訓練移転のグアム等への拡充の具体的内容と影響緩和の見通し
- ・ 訓練空域の調整状況（平成32年4月以降）